

呉市交通事業者への支援制度について

令和2年7月16日
呉市 都市部 交通政策課

1 事業の概要

公共交通機関を利用される方が安心して利用できるよう、新型コロナウイルス感染症対策のための「新しい生活様式」に対応した取組を進めるため、自主的に感染症予防対策を実施している交通事業者に対して、呉市独自の支援金を支給します。

2 交付要件等

区分等		交付要件(いずれかに該当すること)		1台(隻)当たり 交付単価	備考
バス・ タクシー	一般乗合旅客自動車 運送事業者	呉市内のみを運行する 路線を持つ事業者	呉市が単独で運行支援を 実施している事業者	15万円	—
	一般貸切旅客自動車 運送事業者	呉市内に本社または 営業所を有する事業者	—		—
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	呉市内に営業所を 有する事業者	—	5万円	福祉輸送事業限定 許可事業者を含む
航 路	一般定期航路事業者	呉市内のみを 運航する事業者	呉市が離島航路・生活航路 として運航支援を 実施している事業者	50万円	フェリー
	貨物定期航路事業者			15万円	フェリー以外の船舶

※ 交付対象:常用の車両数・船舶数 (いわゆる予備車両等は対象外)

3 交付申請書に添付する書類

- (1) 宣誓書 (呉市が指定する様式)
- (2) 該当する次の事項を証するものの写し
 - ・ 道路運送法第4条の許可
 - ・ 海上運送法第3条の許可
 - ・ 海上運送法第19条の5に基づく届出
- (3) 対象車両の自動車検査証の写し, 若しくは, 対象船舶の船舶検査証書の写し
- (4) 支援金振込先口座の通帳の写し

4 交付基準日

令和2年5月31日現在の許可(届出)車両数・船舶数

お問い合わせ先
呉市 都市部 交通政策課
電話: 25-3239, 25-5712